

国保ものしりガイド



これらの問い合わせや申請は、市民生活課、国保医療担当へお願いします。

☆市民税非課税世帯などで老齢福祉年金を受けている方は「老人医療の入院時一部負担金減額・薬剤一部負担金免除認定証」を受けることができます。(様式第5号の6)

☆住民税非課税世帯などの人は「標準負担額減額認定証」が必要となります。「標準負担額減額認定証」は毎年五月三十一日が有効期限となっています。

☆入院時の食事代は診療にかかる費用とは別に、下記のとおり定額負担となります。(表1) ※入院時の食事代は、高額療養費の支給の対象にはなりません。

◎入院時の食事代 入院時の食事代は診療にかかる費用とは別に、下記のとおり定額負担となります。(表1) ※入院時の食事代は、高額療養費の支給の対象にはなりません。

◎給付が受けられるもの 診察、レントゲン撮影、検査、病気やケガの治療・入院、看護、治療に必要な薬や注射

医療費の一部を支払うだけでお医者さんにかかることができます。

わたしたちは医療保険制度のもと、何らかの医療保険に加入し、もしもの場合に備えてお金を出し合い、お医者さんにかかったときの医療費にあてています。ですから、病気やケガをしても、安心して医療を受けることができるのです。

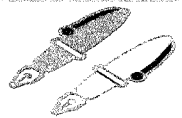


表 1

一 般 加 入 者		1 日	760円
住民税非課税世帯など	90日までの入院	1 日	650円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	1 日	500円
住民税非課税世帯などで老齢福祉年金を受けている人		1 日	300円

様式第5号の6

第 5 号	
老人医療の入院時一部負担金減額・薬剤一部負担金免除認定証	
受給者番号	受給者氏名
受給者生年月日	受給者居住地
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の者は、老人保健法第28条9項の規定の適用がある者であることを認定する。	
年 月 日	
都留市長 小林 義 光	

Q&A 国民年金



Q 老後の生活設計は自分自身で行うべきだと考えて、個人年金や生命保険に加入しています。国民年金に頼らなくても大丈夫だと思

うので、加入する必要を感じません。

A 国が責任をもって運営する国民年金はいつの時代にも対応できる制度です。

老齢基礎年金は六十五歳から生涯にわたって受けられる終身年金です。その間は物価上昇によって年金の実質価値が目減りしないように物価の変動に合わせて年金額を自動的に改めたり、さらに五年ごとに年金財政の見直しを行い、生活水準の向上や賃金の上昇を反映させるように年金額の改定を行っています。

これに対して、個人が郵便局や銀行などに保険料を積み立てる個人年金

金は貯蓄的な性格のものであり、その受け取り額は積み立てた保険料に運用利息を加えたものです。このため、将来、物価や賃金の変動、運用利回りが悪化した場合などには、受け取り額の目減りに対応できない可能性があります。国民年金は国が長期的な見通しをもって運営していますから、いつの時代にも対応できる制度です。そのためにはすべての人が参加することが前提であり、必要がないからといって加入しないことはできません。

したがって、老後の生活設計は国民年金を基本と考え、個人年金はあくまでもそれを補完するものとして組み合わせることが望ましいです。

お知らせ

市には、将来の無年金者をなくすため国民年金の保険料徴収や年金相談にあたる専門納付指導員がいます。昼間、金融機関へ納付に行けない方など、年金に関することは、市民生活課国民年金担当まで連絡してください。